

## 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書

昨年12月、沖縄本島中部で米軍嘉手納基地所属の米兵が16歳未満の少女を連れ去り、自宅で性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していた事が6月のマスコミ報道等で明らかになった。少女への性的暴行という、女性の尊厳を踏みにじる極めて悪質な犯罪にもかかわらず、3月27日の起訴から約3ヶ月もの間、外務省、沖縄県警等は、沖縄県に対し何ら情報提供を行っていないことも明らかとなった。

また、新たに令和5年1月から令和6年5月末までに、性的暴行事件が他に4件存在することも判明した。

沖縄県民はこれまで在沖米軍構成員等による事件・事故にさいなまれ、そのたびに重くのしかかる米軍基地負担の重圧に苦しんできた歴史を抱えている。

今回の少女に対する暴行事件が、これほどまで県民に公表が遅れた事についても、疑問や怒りの声が高まっている。

よって、本市議会は市民・県民の生命、財産、人権と尊厳を守る立場から米兵の蛮行に対し満身の怒りをもって厳重に抗議するとともに、関係機関に対し下記事項の徹底、実現を強く求める。

### 記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者に対する丁寧な精神的ケアを行うとともに、セカンドレイプ（性的2次被害）の防止を徹底すること。
- 3 米軍構成員等による犯罪等については、被害者のプライバシー確保を前提としつつ、沖縄県及び関係市町村へ迅速な通報ができるよう、日米合同委員会を通じ、具体的措置を行うこと。
- 4 米軍構成員等の特権的に扱う日米地位協定の抜本的改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024年）7月31日

沖縄県豊見城市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、  
防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、  
沖縄県警察本部長